

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 20



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

- 鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
○鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 2
○県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 3

規

則

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第41号

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則（平成 2 年鹿児島県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び第 3 項」を削り、同条第 1 号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第 5 条第 1 項中「任用の事情等を考慮して定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となったもの」を「やむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第 2 項第 1 号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第 7 号中「国家公務員、他の地方公共団体の職員その他知事が人事委員会と協議して定める者であった者から引き続き」を「新たに」に、「と、」を「と」、「第 2 条」とあるのを「前項」と、に改め、「（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）」を削る。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状態等を認定することができる場合として知事が人事委員会と協議して定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 8 条第 1 項に後段として次のように加える。

前条第 4 項に規定する場合においても、同様とする。

第 9 条第 1 項中「欠くに至った日」の次に「（知事が人事委員会と協議して定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で知事が人事委員会と協議して定める日）」を加える。

別記第 1 号様式〔裏面〕記入上の注意 2 中「更に公署」を「公署」に、「者が、更に住居」を「者又は当該者の配偶者が、住居」に改め、同様式〔裏面〕記入上の注意 7 を次のように改める。

- 7 新たに給料表の適用を受けることとなった者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定による派遣から職務に復帰した者若しくは鹿児島県職

員の分限に関する手続及び効果に関する条例第 1 条の 2 第 1 号の規定による休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「復職」と読み替えて記入する。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第 5 条第 2 項第 7 号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 3 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和 5 年鹿児島県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条から第 12 条までを次のように改める。

第 10 条から第 12 条まで 削除

.....

鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 42 号

鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則（平成 3 年鹿児島県規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「各号に掲げる職」を「各号に掲げる職員」に、「それぞれ当該各号」を「当該各号」に改め、同項第 2 号中「又は」の次に「同条第 3 項（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年鹿児島県条例第 51 号。以下「育児休業条例」という。）第 20 条（育児休業条例第 25 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第 2 号において同じ。）の規定による」を加え、同号ア中「（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年鹿児島県条例第 51 号。以下「育児休業条例」という。）第 20 条（育児休業条例第 25 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第 3 号中「又は」の次に「同条第 4 項（育児休業条例第 21 条（育児休業条例第 25 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第 2 項中「第 16 条の 3 第 3 項第 1 号」を「第 16 条の 3 第 3 項」に改める。

第 3 条の 2 を次のように改める。

第 3 条の 2 条例第 16 条の 3 第 3 項第 2 号の知事が人事委員会と協議して定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 2 条第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 特別調整額規則別表第 1 又は別表第 1 の 2 に掲げる職 6,000 円
- イ 特別調整額規則別表第 2 に掲げる職 5,000 円
- ウ 特別調整額規則別表第 3 に掲げる職 4,000 円
- エ 特別調整額規則別表第 4 に掲げる職 3,000 円

- (2) 第 2 条第 2 号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項の規定による給料月額額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員条例第 4 条第 3 項の規定による給料月額 6,000 円
- イ 5 号給 5,000 円
- ウ 2 号給から 4 号給まで 4,300 円
- エ 1 号給 3,500 円

- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 4 項の規定による給料月額額の区分に応じ、それぞれ次に定め

る額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円

イ 4号給及び5号給 5,000円

ウ 2号給及び3号給 4,300円

エ 1号給 3,500円

第3条の2の次に次の1条を加える。

第3条の3 次に掲げる場合には、給与条例第16条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 給与条例第16条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 給与条例第16条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

.....

県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第43号

県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則

県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（平成16年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「，3」を「，0」に改める。

第18条の見出し中「7級」を「8級」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条の2関係）

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
国，地方公共団体，私立学校，民間における企業体，団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{50}{100}$ 以下

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5（第17条の2関係）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級

1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	2
18	1	2	2
19	1	3	2
20	1	4	2
21	1	5	2
22	1	5	2
23	1	6	2
24	1	6	2
25	1	7	3
26	1	7	3
27	1	8	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	3
32	1	12	3
33	1	13	4
34	2	14	4
35	3	15	4
36	4	16	4
37	5	17	4
38	6	18	4
39	7	19	4
40	8	20	4
41	9	21	5
42	10	22	5
43	11	23	5
44	12	24	5
45	13	25	5
46	14	26	5
47	15	27	5
48	16	28	5
49	17	29	5
50	17	30	5

51	18	31	6
52	18	32	6
53	19	33	6
54	19	34	6
55	20	35	6
56	20	36	6
57	21	37	6
58	21	38	6
59	21	39	7
60	22	40	7
61	22	41	7
62	22	41	7
63	23	42	7
64	23	42	7
65	23	43	7
66	24	43	7
67	24	44	7
68	24	44	7
69	25	45	7
70	25	45	7
71	26	45	7
72	26	45	8
73	27	46	8
74	27	46	
75	28	46	
76	28	46	
77	29	46	
78	29	46	
79	30	46	
80	30	46	
81	31	46	
82	31	46	
83	32	46	
84	32	46	
85	33	46	
86	33	46	
87	33	46	
88	34	46	
89	34	46	
90	34	46	
91	35	46	
92	35	46	
93	35	46	
94	36		
95	36		
96	36		
97	37		
98	37		
99	37		
100	37		

101	38		
102	38		
103	38		
104	38		
105	39		
106	39		
107	39		
108	39		
109	40		
110	40		
111	40		
112	40		
113	40		
114	40		
115	41		
116	41		
117	41		
118	41		
119	41		
120	41		
121	42		
122	42		
123	42		
124	42		
125	42		
126	42		
127	43		
128	43		
129	43		

別表第 6（第 17 条の 3 関係）

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	17	16
2	34	18	24
3	35	19	32
4	36	20	40
5	37	22	50
6	38	24	58
7	39	26	71
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	73
12	44	32	73
13	45	33	73
14	46	34	73
15	47	35	73
16	48	36	73
17	50	37	73

18	52	38	
19	54	39	
20	56	40	
21	59	41	
22	62	42	
23	65	43	
24	68	44	
25	70	45	
26	72	46	
27	74	47	
28	76	48	
29	78	49	
30	80	50	
31	82	51	
32	84	52	
33	87	53	
34	90	54	
35	93	55	
36	96	56	
37	100	57	
38	104	58	
39	108	59	
40	114	60	
41	120	62	
42	126	64	
43	129	66	
44	129	68	
45	129	72	
46	129	93	
47	129	93	
48	129	93	
49	129	93	
50	129	93	
51	129	93	
52	129	93	
53	129	93	
54	129	93	
55	129	93	
56	129	93	
57	129	93	
58	129	93	
59	129	93	
60	129	93	
61	129	93	
62	129	93	
63	129	93	
64	129	93	
65	129	93	
66	129	93	
67	129	93	

68	129	93	
69	129	93	
70	129	93	
71	129	93	
72	129	93	
73	129	93	
74	129		
75	129		
76	129		
77	129		
78	129		
79	129		
80	129		
81	129		
82	129		
83	129		
84	129		
85	129		
86	129		
87	129		
88	129		
89	129		
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）に、昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則第 17 条の 2 又は第 17 条の 3 の規定を適用する。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が人事委員会と協議して定める。